



松戸市指令第357号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 松戸市小金原五丁目19番地31

氏 名 株式会社 丸正環境センター
代表取締役 湯浅 正士 様

平成30年 2月13日付け申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、下記のとおり許可したので、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、許可証を交付します。

平成30年 4月 1日

松戸市長 本郷谷 健次



記

許可番号 第 39 号

許可期間 平成30年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

事業の範囲 (1) 許可業種 一般廃棄物収集運搬業 (積替え保管有)
(2) 取扱範囲 一般廃棄物 (ごみ)
(3) 許可区域 松戸市内全域

許可条件 (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を遵守すること。
(2) 積替え保管については、資源ごみに限る。